

[別紙様式 2 - 1]

## 山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
岐阜県	本巣市	令和7年度
振興山村名	外山村（旧本巣町の一部） 根尾村（旧根尾村）	
指定番号	昭和47年（第1043号） 昭和47年（第1044号）	

### I. 地域の概況

#### 1. 自然的条件

##### (1) 地理、地勢

本市は、平成16年2月1日に旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町、旧根尾村の3町1村が合併し、岐阜県内で18番目の市として誕生した。岐阜県の西南部の中央から北端に位置し、北部は福井県大野市、東部は岐阜市、山県市、関市と北方町、南部は瑞穂市と北方町、西部は大野町と揖斐川町に接している。

本市の振興山村（以下、「本地域」という。）は、市の総面積374.65km<sup>2</sup>の約9割にあたる333.17km<sup>2</sup>を占め、揖斐川水系の根尾川が南北に流れ、北部は能郷白山（標高1,617m）をはじめとする越美山系の連峰により福井県と境をなし、周囲を標高1,000mから1,200mの急峻な山岳に囲まれた森林地域で、根尾川に沿ってわずかな平地に耕地と集落が点在する峡谷型の山村となっている。また、南部は標高700m前後の山岳が連なり、西端を貫流する根尾川流域及び北東部山岳を源とする大小河川流域に沿って、河岸段丘あるいは山腹斜面にわずかな耕地と集落が形成されている狭谷型の山村となっている。

##### (2) 気候

本地域は、内陸型気候で夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しく降雪量が多い。本地域の内、根尾地域は、豪雪地帯の指定を受けている。

#### 2. 社会及び経済に係る状況

##### (1) 人口の動向

本地域の人口は、平成22年は3,263人、平成27年は2,797人、令和2年は2,501人となっ

ており、平成22年から令和2年までの10年間で23.4%減少している。

本地域の高齢者（65歳以上）人口比率は、平成22年は43.2%、平成27年は49.5%、令和2年は52.3%となり、人口の半数以上が高齢者となっている。一方、15歳未満人口比率は、平成22年は8.4%、平成27年は7.1%、令和2年は7.4%となっており、少子高齢化が進行している。このため、担い手不足による森林、農用地などの管理機能が低下している。

## （2）財政の状況

長期不況に加えて、生産年齢人口の減少により税収が低迷する一方、高齢者人口の増加により医療・介護サービスなどに対する財政支出が増加しており、財政状況は厳しいものとなっている。

令和5年度一般会計決算で歳入総額24,142,809千円、歳出総額23,392,683千円、実質収支431,727千円となっている。財政力指数は0.53、実質公債費比率は7.9%であり、地方交付税や起債に財源を依存している。また、経常収支比率は89.2%となっており、類似団体平均を2.8%下回っている。

## （3）交通

本地域内の主な道路網は、国道157号、国道418号、主要地方道関本巢線であり、本地域南部から人口10万人以上の岐阜市、大垣市へは約25kmの距離にあり、比較的地理的条件に恵まれている

## （4）産業構造の動向

本市の産業別生産額は、平成22年度は、第一次産業が2,637百万円（2.5%）、第二次産業が35,723百万円（34.3%）、第三次産業が65,873百万円（63.2%）であり、令和2年は第一次産業が2,111百万円（1.7%）、第二次産業が54,041百万円（43.9%）、第三次産業が66,904百万円（54.4%）となっている。産業別生産額の総額は増額傾向で、特に第二次産業は約10%増加しているが、第一次産業は減少傾向となっている。

## （5）土地利用の状況

本地域の面積の約86%は、森林であり、そのうちスギやヒノキなどの人工林が42%を占めている。

## （6）近年の主な自然災害の発生状況

本地域では、令和4年7月の早朝の大雨（本地域に隣接した市において記録的短時間大雨情報の発表あり。）により県道で土砂が崩落し、1集落とキャンプサイトの利用者が一時的に孤立する状態となった。なお、同日の午後には通行は可能となった。

また、令和7年2月の大雪により、地域内の集落の各地で家屋やカーポート、太陽光パネルなどに損壊が発生した。

**(7) 医療の状況**

本地域には、診療所が2箇所設置されている。

**(8) 教育の状況**

本地域には、外山小学校と、令和4年4月1日、根尾小学校と根尾中学校を統合した、義務教育学校「根尾学園」の2校ある。

**(9) 社会・生活環境の状況**

本地域では、上水道が概ね全戸に整備されている。一方、下水道については未整備区域があるため、合併処理浄化槽を併用して対応している。

**(10) 移住・交流の状況**

本地域内では、就業・雇用情勢の厳しい状況によって若者を中心に人口の流出が続いているが、都市との交流の推進により、少数であるがUIターン者もいる。

**(11) 就業者の動向**

本地域の産業別人口をみると、平成22年は、第一次産業が123人（8.7%）、第二次産業が463人（32.8%）、第三次産業が822人（58.3%）であり、令和2年は第一次産業が85人（8.2%）、第二次産業が329人（31.9%）、第三次産業が618人（59.9%）となっている。産業別人口比率に大幅な変化は見られないが、第三次産業が約1%増加しているのに対し、第一次産業と第二次産業は減少しており、全体の就業人口も減少している。この産業人口の変化は、人口減少・高齢化、産業の収益性や雇用環境の悪化、若者の都市部への流出、サービス需要の拡大などが重なって、第一次・第二次産業に従事する人が減り、第三次産業の比率が相対的に高まっている。

## II. 山村振興対策の評価と振興山村における課題

### 1. これまでの山村振興対策の評価

本地域は、昭和46年度に旧本巢町（旧外山村の部分）、旧根尾村が振興山村の指定を受け、それぞれ第一期から第四期山村振興計画を策定し、農林業の振興を図るとともに、道路交通網の整備や上下水道の整備など、地域住民の生活環境の向上や近代化施設の導入に取り組んできた。さらに、観光拠点施設を整備するとともに都市部との交流事業も積極的に推進し、地域の活性化が図られたところである。

しかしながら、本地域の生産基盤・道路交通網・生活環境などの整備が十分でないため、若年層が定住できる就業の場は少なく地域外へ流出することにより高齢化が進行し、地域の活力が徐々に低下するに至っているところである。

### 2. 最近の社会、経済情勢の変化

農業については、生産資材・原材料の高騰に加え、農家の高齢化と後継者不足が深刻化しており、耕作放棄地の増加や生産規模の縮小が進んでいる。その結果、農業所得は伸び悩み、地域経済全体への影響も大きい。建設業・製造業においても、人口減少に伴う需要縮小や人手不足により事業の継続が難しくなっている。さらに商業においては、大型店舗やネット通販の普及により地元商店が苦境に立たされ、地域経済の持続が困難な状況にある。

一方で、本地域内の就業・雇用情勢の厳しい状況によって若者を中心に人口の流出が続いているが、都市との交流の推進により、少数であるがUIターン者もおり、地域おこし協力隊員による地域活性化の取組による一定の成果も見られる。

### 3. 森林、農用地等の保全上の課題

本地域の林業従事者は、平成22年から令和2年までの10年間で、30人から15人へと半減し、農業従事者も同期間で、90人から68人に減少しており、森林の管理放棄や農地の利用低下により遊休地が増加し、農林地の荒廃が進行している。その一方で、国土保全や水源かん養、生物多様性保全といった多面的機能の維持がこれまで以上に求められている。こうした課題に対応するためには、地域住民や外部人材、企業等の多様な主体が連携し、ICTやスマート農林業技術の導入、再生可能エネルギーや森林資源の利活用、エコツーリズムなどを組み合わせた持続可能な保全管理の仕組みを構築することが急務となっている。

### 4. 課題

#### (1) 交通について

本地域内外を結ぶ公共交通機関には、第三セクターの樽見鉄道があるが、沿線の企業が経費を抑制するため鉄道コンテナ輸送からトラック輸送へ切替えたこと、人口減少に伴う需要縮小や人手不足により農林業や地域の産業の継続が難しくなっていることなどから人口流出が進み、その結果乗客数が減少し、経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

また、本地域の道路網は、部分的に狭小で曲折が多いため、日常生活に不便をきたして

いる。さらに、国道 157 号の温見峠は、急峻な道路のため常に災害が起き易く、冬期間は閉鎖となり通年の交通が確保できないため、福井県方面へのアクセスに大きな障害となっており、年中通行可能な道路の実現を地域住民の多くが望んでいる。

### (3) 産業基盤整備について

山村地域が国土保全、水源のかん養などの重要な役割を担っていることから、広く森林所有者や市民の意見を聴取し、開発と保全との調和を図るとともに、治山・治水対策、災害防止対策、森林の適正な管理のための基幹的な林道整備や間伐、除伐などの森林維持作業も引き続き推進していく必要がある。

### (4) 産業振興について

農林業従事者については、高齢化が進むとともに就業者数は減少し、遊休農地、施業放棄森林が増加傾向にあり、土地の管理水準の低下や荒廃が課題となっている。

また、治山・治水対策、災害防止対策、森林の適正な管理のための基幹的な林道整備や間伐、除伐などの森林維持作業も引き続き推進していく必要がある。

さらに、ここ数年特に被害が拡大している獣害に対する対策も一層推進させることが重要である。

### (5) 防災について

本地域は、居住地が山間地に多いことから、山地災害防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備のほか、災害が発生した場合の復旧体制、住民の避難や二次災害の防止への対策が重要である。被災時の復旧に備え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害予防、国土強靱化につながる取組の充実が課題である。

### (6) 医療について

本地域で医療が受けられるように診療所の機能を維持する必要がある。

### (8) 文化や教育について

本地域は、歴史ある文化・伝統も受け継がれおり、これら地域の資源を活かした産業振興と、魅力ある地域づくりを通じた定住促進が、本地域の振興を図るために不可欠である。

また、安全・安心な教育環境を整えるため、校舎などの改修・整備や、急速に進展する情報化社会に対応するために、ICT 環境の整備や情報機器の更新も必要である。

### (9) 社会・生活環境について

本地域の住民が安心して暮らすことが出来る環境を維持するため、上下水道施設の整備・維持は必要不可欠である。

また、本地域の一部は豪雪地帯にも指定されており、地域住民の安全を確保するために克雪対策を推進していく必要がある。

#### (10) 移住・交流について

本地域の振興については、地域の個性を活かした都市との交流促進と観光振興による、魅力ある地域づくりが重要である。本地域が持つ豊かな自然・文化・歴史などの地域情報を発信し、流入人口の増加や定住化に努めるとともに、都市住民との交流拠点を活用しながら、都市と農村との交流に取り組んでいく体制が必要である。

#### (11) 担い手について

意欲的に取り組む農業従事者や新規農業従事者を確保し、農業経営の安定化と収益の増加につながる支援を行う必要がある。

### Ⅲ. 振興の基本方針

本地域は、「能郷白山」や「清流根尾川」に代表されるように、自然環境保全地域を含む豊かな自然と美しい景観を持つ地域であり、また、昔ながらの農村風景、田園風景など自然と人の暮らしが調和した素朴で伝統あるふるさとの原風景が残されている。また、「能狂言」や「雅楽」、「藁細工」など、歴史ある文化・伝統も受け継がれおり、これら地域の資源を活かした産業振興と、魅力ある地域づくりを通じた定住促進が、本地域の振興を図るために不可欠である。

このため、本地域の振興については、地域の個性を活かした都市との交流促進と観光振興による、魅力ある地域づくりを重点目標とする。

なお、引き続き、道路交通網や農林基盤の整備、既設の交流体験施設や観光資源を連携させた魅力ある周遊滞在型観光地づくりを進め、活力ある山村づくりの実現化を目指していくものとし、農林業と観光の振興をはじめ、豊かな自然環境を最大限活用し、ゆとりある快適な生活環境の整備や森林・農地の保全を図るものとする。

また、各種施策の実施にあたっては、山村地域が国土保全、水源のかん養などの重要な役割を担っていることから、広く森林所有者や市民の意見を聴取し、開発と保全との調和を図るとともに、治山・治水対策、災害防止対策、森林の適正な管理のための基幹的な林道整備や間伐、除伐などの森林維持作業も引き続き推進していくものとする。

そこで、森林、農用地等の保全を図りながら、本地域が保有する地域資源を最大限に生かした施策を展開するため、主に以下のことを基本方針として推進していく。

- (1) 道路交通網の整備
- (2) 地域の特性を生かした農林業や観光の振興、都市部との交流
- (3) 森林・農地等の適切な管理
- (4) 地域の安全・安心の確保
- (5) 農林業や地域の担い手の育成

## IV. 振興施策

### 1. 振興施策

#### (1) 交通施策

- ・東海環状自動車道の整備により、新たな交通・物流・観光ルートの形成による地域の活性化が期待されているため、本自動車道本巢インターチェンジへのアクセス道や地域間を結ぶ幹線道路などを整備する。
- ・安全を確保する道路の機能を充実し、市民との協働を通して引き続き適正な維持管理に努めるとともに、橋梁についても同様に安全確保のための点検と長寿命化に取り組む。
- ・地域間の流通・連携を図るため、地域住民の生活に密着している生活道路を整備する。
- ・冬期間の交通確保のため、除雪機械による道路の維持管理を行う。
- ・交通弱者の日常の生活確保のため、本地域内のバス運行を継続するとともに、第三セクターの樽見鉄道を支援する。

#### (3) 産業基盤施策

- ・森林資源の育成確保を図るため、林道整備や保育、間伐事業を行う。
- ・林業従事者の減少と高齢化を踏まえ林業施業の効率化を図るため、基幹的な林道の整備（山村代行制度）を含む路網の整備を行う。

#### (4) 産業振興施策

- ・市独自制度を設置し、農作物の持続的・安定的生産供給体制の充実を図る。
- ・地域間競争に対抗できる特産品開発として、市内農産物のブランド化を図るとともに、地産地消を推進し、安全・安心な農産物の付加価値向上を推進する。
- ・森林の保全を図るため、間伐補助事業などを実施し、適正な森林整備を図り、森林の多面的な機能確保に努める。また、農地については、中山間地域等直接支払交付金事業などを活用し、遊休地の発生防止に努める。
- ・獣害防止柵設置補助事業等を活用し、サル、イノシシなど野生動物による農作物被害の防止に努めるとともに、クマ、シカによる樹木の剥皮被害に対する被害防止対策を講じる。
- ・地域の特性を活かし、文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を推進する。

#### (5) 防災施策

- ・住民の安全な生活を確保し、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除、軽減するため、道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備の整備、消防用機械器具、消防用車両等の消防・防災に関する施設及び設備を計画的に整備する。
- ・防災上必要な教育及び訓練の実施を継続的に実施する。

- ・流域住民の安全を図るため、災害防除事業を行う。
- ・土地の境界を明確にし、土地利用の適正化を図るとともに、災害時の迅速な復旧に資するため、地籍調査を実施する。

#### (6) 医療施策

- ・診療所の機能を維持するため、診療所の医療機器等を計画的に更新する。

#### (8) 文教施策

- ・安全・安心な教育環境を整えるため、校舎などの改修・整備を行う。
- ・急速に進展する情報化社会に対応し、児童生徒一人ひとりの学びを支えるため、GIGAスクール構想の推進の下で ICT 環境の整備や情報機器の更新を行い、教育の質の維持・向上と学習の個別最適化を図る。

#### (9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）

- ・水道水の安定的な供給のため、水道施設などの整備を推進する。
- ・生活環境の向上のため、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を図り水洗化を進める。
- ・地域住民の安全対策として、屋根雪下ろし時の転落事故を防止するため、命綱固定アンカーや転落防止柵等の設置を促進する。

#### (10) 移住・交流施策

- ・都市との交流を促進するため、恵まれた自然環境と地域資源を活用した交流・観光施設を整備する。
- ・豊かな自然環境や歴史的な地域資源を活かした観光施設の充実を図り、引き続き、観光協会を中心とした観光推進体制の強化を図りつつ、地域観光資源の再評価をしながら「真の魅力」を向上させるとともに、市の魅力をより広くPRし、交流人口の増加に努める。
- ・交流・観光・体験を軸とした都市農村交流を実施し、農業体験などと観光を組み合わせた新たな観光資源の発掘に努め、来訪者が満足できるよう観光振興を図る。
- ・地域おこし協力隊制度を活用し、旧根尾村区域及び旧本巣町の外山区域の活性化に取り組んでもらい、当該活動を広く周知することで移住者や交流人口の増加を図る。

#### (11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）

- ・後継者の育成や市の独自制度を活用し、意欲的に取り組む農業従事者や新規農業従事者の支援に努める。
- ・基盤整備を充実し、認定農業者への農地の集約化や集落営農を推進することによって経営基盤を安定化させ、担い手の育成を図るとともに、高付加価値の農産物や農産加工品の研究・開発など、農業の6次産業化を推進することで農業経営の安定化と収益の増加

を図る。

## 2. 産業振興施策促進事項の有無

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり (別紙参照)	
記載なし	○

## V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本地域は、山村振興法に基づく地域指定のほか、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定に基づく特定農山村地域に指定されている。また、本地域北部は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく積雪寒冷特別地域にも指定されている。

また、本地域内で4地区が、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地地域の指定を受けており、各地区辺地総合整備計画を策定し、地域資源を活用した多様な産業の展開や就業の機会の確保に努めている。さらに、旧根尾村は、令和3年に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、本巢市過疎地域持続的発展計画を策定し、地域の持続的発展が実現できるよう取り組んでいる。

このほか、本市では、令和7年度に第3次総合計画（計画期間：令和8年度から令和11年度）を策定し、今後の地域づくりの指針を明らかにしていくことから、当該指針を踏まえ各種施策を展開することとする。

さらに、本地域の一部は、岐阜県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域に指定されており、自然景観の保全と周囲の景観との調和に留意し、施策の推進を図るものとする。